

(別添資料)

建設キャリアアップシステム(Construction Career Up System)と能力評価制度 のメリット等について

1. 建設キャリアアップシステム (CCUS) について

(1) 「建設キャリアアップシステム」とは

技能者の資格や現場での就業履歴等を登録・蓄積し、技能・経験が客観的に評価されることで、技能者の適切な処遇につなげるための仕組みです。本システムの本格利用開始は、令和6年4月1日からとなっています。

(2) メリット

これにより、

- ① 若い世代がキャリアパスや処遇の見通しをもてる、
- ② 技能・経験に応じて給与を上げる、
- ③ 技能者を雇用し育成する企業が伸びていける建設業を目指し、建設業共通の制度インフラとして、建設業団体(日建連、全建、建専連、全建総連など)と国交省が連携して官民一体で推進しています。

(3) 技能者登録の申請について

建設キャリアアップシステムに技能者の情報・資格を登録します。技能者登録の方法は一般財団法人建設業振興基金のHP (<https://www.ccus.jp/>) を参照ください。能力評価を行うためには、技能者登録において『詳細型』を選択していただく必要がありますのでご注意ください。

2. 能力評価制度について

(1) 「能力評価」とは

建設キャリアアップシステムに登録・蓄積された情報を活用し、建設技能者の技能について客観的な評価を行うもので、技能者の処遇改善や建設業全体の活力の向上を目指すものです(官民一体で推進)。

(2) メリット

① 建設技能者

国土交通省は能力評価が建設技能者の処遇に反映するため、○労務費調査を用いた技能者の技能レベルに応じた賃金目安の公表、○技能レベルを反映した手当での支給、○公共発注者による週休2日工事での活用、○退職金(建退共)制度との連携等を推進しているとのことです。

② 技能者を雇用する企業

- ・経営事項審査における加点評価

- ・総合評価やモデル工事での加点評価
- ・社保加入の確認など、現場管理での活用

等によって、高い技能レベルの技能者を雇用し育成する企業が伸びていける建設業につながっていきます。

③ 下請する場合

建設キャリアアップシステムへの技能者登録や能力評価への申請は「任意」となっていますが、建設キャリアアップシステムは、出面管理など、元請事業者の現場管理に役立つ機能もあるため、元請事業者の意向によって個々の現場で現場入場者に登録を求められる場合がありますので、下請する場合には有利に働きます。

(3) 能力評価の申請について

- ① ご自身が技能者登録した分野（職種コード（大分類・小分類））について能力評価基準が策定されているかどうかを確認し、該当する各能力評価実施団体に申請を行ってください。
- ② 能力評価の申請に当たっては以下の書類が必要となります。
 - ・（評価を申請する建設技能者の）CCUS技能者登録画面の写し
 - ・能力評価申請書兼キャリアアップカード交付申請書
 - ・振込明細（※振込時の領収書等を添付してください）
 - ・**経歴証明書**（※経歴証明の特例を活用する場合に必要となります^注）
 - ・個人情報利用同意書

（注）経過措置として、システムの本格利用開始前の令和6年3月31日までの就業日数、職長・班長としての経験日数については、特例として「経歴証明書」を利用することができます。なお、「経歴証明書」の提出（特例）は令和11年3月31日まで可能となりました。

3 CCUSと認定ログビルダー資格との関係などについて

(1) 能力評価基準（建築大工）

- ① 別添の表「能力評価基準」（国土交通省）の通り、「職種コード」に「09大工（丸太組構法）」が、「能力評価実施団体」として「（一社）日本ログハウス協会」（但し、全建総連に評価事務を委託）が入っています。
- ② また、レベル1～4のうち、レベル3の「保有資格」の一つに「認定ログビルダー（30093）」が入っています。
- ③ 例えば、レベル3（シルバーカード）取得するためには、就業日数7年（1,505日）、職長・班長経験が0.5年（108日）、保有資格は「**認定ログビルダー（3093）**」の他に、「**足場の組立等作業主任者技能講習（40011）**」の2つあれば可能となります。

④ ただし、前提条件として、レベル2の「丸のご等取扱作業安全衛生教育 (60010)」と「足場の組立等作業従事者特別教育 (50052)」又は「足場の組立等作業主任者技能講習 (40011)」取得する必要があります。

⑤ なお、レベル3の欄にある「職長・班長経験」の職長、班長は便宜的に記載されているものです。建築大工の場合、職長はいわゆる棟梁で、班長は棟梁候補者とみなすことができます。また、一人の現場の場合は、その建築大工が棟梁に該当するものと考えられます。

(2) 上記④の資格取得の方法

「丸のご等取扱作業安全衛生教育 (60010)」に関しては、オンラインも含めて各地で開催をされています。ある程度の人数が集まれば出張での講義もあるようです。インターネットで検索をすればお近くの講習会場を探することができます。時間は4時間ほどです。

「足場の組立等作業従事者特別教育 (50052)」又は「足場の組立等作業主任者技能講習 (40011)」に関しては、レベル2は前者の特別教育で良いですが、レベル3では後者の作業主任者が必須となります。このため、レベル3を取得するのであれば、後者の作業主任者を受講すれば事足ります。二日間の講習になりますが、会場等は丸のことと同じように、インターネットで検索をすればお近くの会場を探することができます。

なお、CCUSの資格要件該当しない紛らわしい名前の講習等もありますので、受講の際は十分ご確認下さい。